

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会
西海市福祉資金貸付規程

(名 称)

第1条 この資金は西海市福祉資金(以下「資金」という)と称する。

(事務所)

第2条 この資金の事務所は、西海市社会福祉協議会の事務局内におく。

第3条 この資金の貸付手続きは、長崎県福祉資金貸付制度要綱に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(保証人)

第4条 この資金の貸付を受けようとするもの(以下「借受人」という)は債務を保証するため、連帯保証人1名をたてなければならない。

(細 則)

第5条 この規程に定めるものの外、資金の運営に関し必要な事項は社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。